

こんにちは 地域包括支援センターです！

Fumiko Shirato



介護支援係長
主任ケアマネジャー
白戸 史子

介護に関する ご相談に応じます

介護以外にも、健康や福祉、生活全般に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスや機関につなぎます。

介護予防の 拠点となります

皆さんの今の健康状態に合わせて、できる限り住み慣れた家で自立した生活が送れるようお手伝いします。

Hitomi Nagakawa



地域包括支援センター長
社会福祉士
永川 ひとみ

Hitomi Kimura



社会福祉主事
木村 仁美

高齢者のみなさんの 権利を守ります

虐待防止や虐待の早期発見に努めます。また、日常生活の金銭管理や財産管理に必要な制度を紹介します。

暮らしやすい 地域をつくります

皆さんが安心して、いつでも必要なサービスが受けられるよう、地域のケアマネジャーや医療機関と協力していきます。

Mayuka Toinai



保健師
飛内 まゆか

？ 地域包括支援センターって？

高齢者の方が、住みなれた地域でいつでも安心して生活していけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支える機関で、各区市町村に設置されています。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっています。

また、要支援認定を受けた方の介護予防ケアマネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能しています。

こんな時 ご相談 ください

一人暮らしで、これからも一人で生活できるか不安…
高齢の夫婦2人で生活しているけど、夫の介護で疲れてきた…
最近、物忘れが多くなり、「財布を盗んだ！」と疑われる…
足がふらつくので、玄関やお風呂に手すりをつけたい…
ほとんど家にばかりいて、周りの人との交流がない…

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

お電話でも相談できます。
お気軽にお電話ください！

32-0661

市役所正面玄関から入り右手に進むと、すぐに事務所があります

廃車・譲渡等の手続きは下記までご相談ください。

■赤平市ナンバー

税務課市税係 ☎32-2219

■札幌ナンバー(軽自動車四輪、二輪(125cc～250cc以下))

札幌市北区新川5条20丁目1-20
札幌地区軽自動車協会

☎011-768-3955

■札幌ナンバー(二輪の小型自動車(250cc超))

札幌市東区北28条東1丁目
北海道運輸局札幌運輸支局

☎050-5540-2001

■納税に関するご相談

税務課納税係 ☎32-2219

今月は、軽自動車税の納付書が發布され、5月31日が納期限です。軽自動車税を含む市税等は、納期限までに必ず納めましょう。

また、これまで軽自動車(軽自動車、バイク等)をお持ちの方で解体・譲渡等で現在お手元に車輛が無く、軽自動車税の納付書や督促状等が郵送で届いている場合、廃車・譲渡等の手続きが完了しておりません。

そのまま手続きを行わず放置しておく、お手元に車輛が無いにも関わらず、税金だけが課税され、未納が続くと支払いが困難となり、著しく不誠実な滞納者と判断された場合は、市が現在行っている『行政サービスの制限』等を実施する場合があるので、ご注意ください。

軽自動車の手続き は忘れずに！



赤平市市税等収納向上対策本部

● 今月の納税 ●

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 定期
納期限 5月31日(火)まで

納税相談窓口の開設について

納税相談は、8時30分から17時までの間、随時担当係で行っていますので、ご利用ください。

■ 事務局 ■
税務課納税係
☎32-2219

定期借地権のメリット

MERIT その1 MERIT

資金負担が軽く生活にゆとりができます。

保証金と土地賃料のみで土地が利用でき、土地を購入するよりも少ない資金で住宅を購入できます。

MERIT その2 MERIT

生活の変化にも柔軟に対応できます。

借地期間は51年の長期契約ですので、子どもの成長や両親の介護など変化するスタイルに合わせて建物の増築や建替えができます。また、いつでも土地を買い取ることができます。

MERIT その3 MERIT

公共団体と51年の長期契約で安心です。

地主は赤平市ですので、51年という長期契約も安心です。

■定期借地権の特約■

- ①借地期間満了後の契約更新はありません。
- ②建物再築による借地期間の延長がありません。
- ③建築及び土地に付属させた工作物の買取り請求はできません。

残りあとわずかに！
定期借地権制度って？
マイホームを持ちたいが土地購入代までは資金繰りができないという市民のニーズにこたえるために、土地を購入しマイホームを持つという今までの概念を捨て、土地を借地し自己居住用の住宅を新築するという発想の転換をしました。
この発想を現実的に行うことができる法律が平成4年施行の借地借家法第二十二条の定期借

地権制度です。
この制度を利用することにより、借地保証金と土地賃料のみで土地が利用でき、土地を購入する場合よりも少ない資金で住宅を取得できます。
借地契約期間は51年と長期のため、契約期間内で子どもなどに転貸することもできます。
また、建物の増築や建替えもでき、契約期間内で土地の購入希望があれば、賃借料を相殺した残額で購入することもできます。

このようなことから、定期借地権制度を利用すれば、保証金50万円（赤平市内の建築業者に施工を依頼した場合は30万円）と月額約4,000円から7,000円の賃借料で100坪以上の土地を51年間利用することができ、手持ち資金が少なくても、マイホームを持つことができます。
8区画用意した借地区画も残り3区画となりました。
是非この機会にマイホームを検討してみたいいかがですか。

土地を借りて少ない資金で夢のマイホームを！
豊丘南団地
定期借地権
好評分譲中！

= Information

春季 住民懇談会

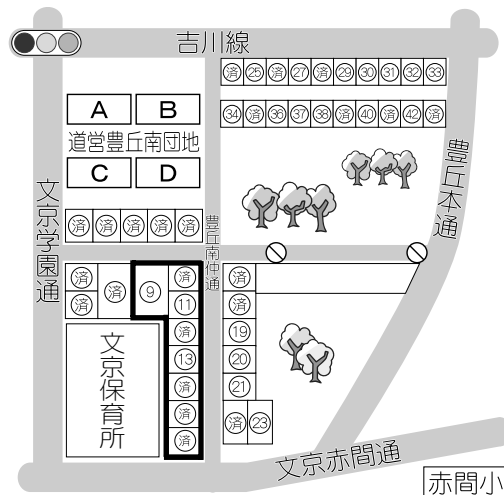
開催のお知らせ

市民の皆さんと情報を共有し、同じ目線に立つことを目的として、昨年度から春と秋の年2回の住民懇談会を開催しております。

昨年は5月に開催しましたが、今年度は市長選挙が行われるため、骨格予算となっており、6月に政策予算が肉付けされることから、春の住民懇談会を6月下旬に行う予定であります。

つきましては、詳細の日程、内容等については広報あかびら6月号にてお知らせしますので、多数のご参加をお願いします。

【問合せ】企画財政課地域対策係 ☎32-1834



定期借地権に関するお問合せは
総務課契約管財係 ☎32-2211
⑨⑪⑬が定期借地権貸付対象宅地になります。
分譲価格・定期借地権賃料は下記のとおりです。

番号	面積㎡ (坪)	㎡当り単価 (坪)	分譲価格	月額賃料 (年額賃料)
⑨	786.07㎡ (237.78坪)	11,700円 (38,677円)	9,197千円	7,486円 (89,827円)
⑪	406.05㎡ (122.83坪)	11,800円 (39,008円)	4,791千円	5,089円 (61,062円)
⑬	398.78㎡ (120.63坪)	11,700円 (38,677円)	4,665千円	4,985円 (59,819円)